

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和6年11月18日(月)午後1時 議会委員会室

出席委員(7名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 矢田貝 香 織
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一
森 谷 司

欠席委員(1名)

又 野 史 朗

説明のため出席した者

【総務部】下関部長 松本防災安全監

[防災安全課] 田中課長 山花危機管理室長 永瀬調整官 三木調整官 村上主任

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

門脇議員 戸田議員 錦織議員 松田議員 森田議員 吉岡議員
報道関係者0人 一般3人

報告案件

- ・島根原子力発電所2号機再稼働に向けた安全対策について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○**稲田委員長** ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

又野委員から都合により欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、執行部から1件の報告があります。

島根原子力発電所2号機再稼働に向けた安全対策について、当局からの説明を求めます。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 失礼いたします。それでは、島根原子力発電所2号機再稼働に向けた安全対策について報告をさせていただきます。本日、資料1と書かれたもの並びに関係書類として添付1から4、合計10ページのもの資料となっております。

中国電力島根原子力発電所におきましては、再稼働に向けた作業等が進められ、今後、12月7日には原子炉の起動、その後、発電機並列、いわゆる再稼働というものが12月下旬に予定されているということであり、ここまでの直近の経過等、並びに今後の安全対策ということで御報告をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

○**稲田委員長** 届いてますよね、資料1ね、皆さん。どうぞ、お願いします。

○**田中防災安全課長** よろしいですか。始めます。

早速ですが、ちょっと、まずは2ページ目の中段に安全対策に係る手続の流れというものを図示しております。事業者が申請を行ってから原子力規制委員会等による審査というものが行われまして、作業のほうが進められまして、縦矢印、黒塗り潰し、現在と書いておりますが、今の段階、こういった段階であるということイメージを共有させていただけたらと思います。

では、1ページ目に戻らせていただきます。これまでの主な本市の対応。島根原子力発電所2号機の安全対策につきましては、令和3年の9月に原子力規制委員会が原子炉設置変更許可を行いました。これを受けまして、令和4年3月に鳥取県、本市、境港市が連名で中国電力に対しまして安全対策の実施について了解する旨を回答したところでございます。その後、今年9月に島根原子力発電所2号機の安全対策工事がおおむね完了したと、このことから、市長が鳥取県知事、境港市長と共に現地に行って視察を行ったところであります。

一方で、能登半島地震の発生を受けまして、今年4月に島根原子力発電所2号機の安全対策に関しまして、中国電力と国、原子力規制委員会、内閣府原子力防災、経済産業省への照会を行いまして、8月に回答を得ました。これを踏まえまして、10月には鳥取県及び本市、境港市の3者で中国電力へ意見を述べるとともに、国の関係省庁等に対して要望を行ったところであります。

これらの動きにつきまして、表にしたものが1ページ目の下段の表となっております。なお、上の①、②、③の動きは、表中の①、②、③と対応をしております。中国電力並びに国に行いました要望につきましては、添付1から4ということで参考資料として添付をさせていただいております。

続きまして、2ページ目です。それぞれ添付1、2、3、4を手交をいたしました。これにつきまして、それぞれの日程、参加者等を記載をしております。中段につきましては、冒頭申し上げました安全対策に係る手続の流れと、いわゆる現在地を示したものであります。

2、今後の安全対策でございます。島根原子力発電所2号機に係る安全対策につきましては、これまでもいわゆる安全協定に基づきまして、適宜中国電力に対しまして、鳥取県及び境港市と連携をして申出等を実施しているところであります。今後、再稼働ということが見込まれております。中国電力に対しましては、引き続き安全を第一義として対応することを求めています。それとともに、必要に応じて、鳥取県、境港市と連携しまして、中国電力、国の関係省庁等に対して申出を行ってまいります。

また、原子炉起動に際しまして、現在、鳥取県が特別な監視体制ということで体制を取っておられますので、本市においても必要に応じて連携して対応をしていくこととしております。報告は以上です。

**○稲田委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、資料1の1ページ、この表になっているところで、ちょっと確認事項があります。そこの日程の10月3日、米子市が県に意見回答というふうにあります。これ、この意見回答の資料は今日の資料にはついてないと思うので、これ、まず経緯、米子市

が県に意見回答を言うように、そのようになった経緯。どういう経緯で市は県に意見回答をしたのか。それから、意見回答、どういった内容かを簡単にちょっと説明もらえますか。資料が、ちょっと今日見当たらないので。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** ちょっと資料確認のため、お時間頂戴してもよろしいでしょうか。

○**稲田委員長** 手元にはありそうですか。

田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません、直接的な資料のほう、ちょっと手持ちにございませので、確認にお時間いただくか、後日提供のほうをさせていただけたらと思いたいますが。

○**稲田委員長** ちょっと待ってくださいね。

土光委員、どういたしましょうか。資料はあるので、仮として後日提出でもいいものなのか、それともすぐにとということであれば、ちょっと私も考えなきゃいけないなと今思っています。

○**土光委員** これのちょっと経緯を確認したいだけなので、できれば簡単な答弁をいただければと思って質問しました。

○**稲田委員長** じゃ、この場では背景が簡略でも分かればひとまずよいと、ひとまずね。

(発言する者あり)

○**土光委員** 任せます。

○**稲田委員長** 10月3日の情報を分かる範囲でお伝えいただければと思いたいますが。今難しいようであれば、後にちょっと回らせていただいとと思いたいますが。

松本防災安全監。

○**松本防災安全監** この回答に至りますまでの、ちょっと時系列的に日にちとかが今確認が取れないんですけれども、今回の回答につきまして、まず、4月に中国電力及び国等に照会をかけました。その回答につきまして、鳥取県、境港市、米子市で連名で返していくということでの協議がまとまりまして、最終的にその方向で調整を進めておりました。それに当たりまして、米子市としての回答というものをまず県のほうに回答をしなければなりませんので、この10月3日付で、平井鳥取県知事宛てに回答をしたというのが時系列的な流れでございます。詳細な内容等につきましては、ちょっと今資料が、こちらないんですけれども、確認をしておりますが、背景としてはそういう流れで10月3日に至ったところでございます。

○**稲田委員長** いいですか。

土光委員。土光さん、スイッチ。

○**土光委員** もともと、県、両市の3者が照会という形で、能登半島地震の様々な事象を受けて、国とか中国電力に照会という形で質問をした。それに関してそれぞれ回答が返ってきた。その回答に関して、どういうふうに対応というか、もう一回再質問するとか、どういうふうにこれを受け止めるかというのを3者で出すために、県が両市に対して、それぞれ市の意見はどうですかというふうに県が市に対して要請して、その結果、10月3日に市は県に、市の考えはこうですというふうに回答したというのが10月3日の位置づけですよね。市はこのときに県にどういった回答をしたんですか、市の考え方を。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○松本防災安全監 市の考え方につきましては……。

○稲田委員長 ちょっと。どうぞ、お願いします。

○松本防災安全監 申し訳ございませんでした。市の考え方につきましては、こちらの回答を出します前に当委員会のほうで御報告をさせていただいたと記憶しておりますけれども、以前、変更許可の際の鳥取県の回答した内容と、変更がない同じ考えであるよということで御説明をさせていただいたと思いますけれども、その旨、鳥取県のほうには回答しております。文書につきましても、その旨で文書にして回答をしたところでございます。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 という経緯で、内容を確認、ちょっとしました。

それから、あと、この3者の意見が5日にまとまった形で、まず10日に中国電力にその意見を出した。それから、11日、24日、25日、これ、国へ要望事項、これは意見じゃなくて要望ということで出してますよね。11日と24日、これは実際、東京に出かけて行って要望したと思いますが、それぞれ、11日、24日、25日、誰が実際に出かけていったというのをちょっと、それを説明ください。これも確認したいので。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 それにつきましては、すみません、口頭での説明ははしょってしまいましたが、本日の資料2ページ目の上、添付1、2、3、4が、それぞれいつどういった出席者において要望を行ったかということに記載しております。

御質問の件ですが、まず、10月11日につきましては、原子力規制委員会に対しまして、本県からは鳥取県知事、米子市長、境港市長、先方は原子力規制庁の片山長官が対応されたということでございます。続く10月24日につきましては、鳥取県知事、境港市長によりまして、内閣府原子力防災への要望と。先方は内閣府の国定政務官が対応をいただいたということでございます。10月25日につきましては、鳥取県知事のみでございましたが、経済産業省への要望ということで、先方は、「こうづき」だったか、すみません、ちょっと読み方が誤ってるかもしれませんが、副大臣に受領いただいたということでございます。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 ここに書いてましたね。失礼しました。

24日は知事と境港市長が行った、米子市からは誰も行かなかったんですか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 そちらに記載のあるとおりです。以上です。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 普通、市長が何か都合悪ければ、副市長とかのが普通だと思うんですが、なぜ行かなかったんですか。

○稲田委員長 田中防災安全課長。

○田中防災安全課長 市長、副市長とも用務ということで、対応が難しかったということでございます。以上です。

○土光委員 防災監が行けばいいと思うけど、とにかくそういう過去の経緯なので、そういうことだということで。

それから、10月の25日は、これ、事前のお知らせかな、担当課から。何か3者を代

表して知事が行くみたいなの、そういう書き方をしていたので知事が行ったというふうに理解しています。

それから、あと、資料で意見とか要望とかあるのですが、それに関して質問を続けていいですか。

**○稲田委員長** どうぞ。

**○土光委員** じゃあ、まず、添付資料の1に関して、これは、10月10日に3者が中国電力に意見を述べた、この文書が添付で今日資料で頂いてます。この中の記載でちょっと確認したいこと、聞きたいことがあるので質問をしていきます。

まず、3ページで、前文というか前提の文章の中で、ここに書いてることを確認するというので、この意見というのは、これは安全協定の第6条の2項、意見を述べることができる、この安全協定に基づいて意見を述べた、その文書だと理解してよろしいでしょうか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 前文のほうに書いてございます、いわゆる安全協定第6条第2項に基づき回答したもの、これに基づいて再度意見を提出したのとなっておりまして、それに類するものだと認識しております。以上です。

**○稲田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 今回の、例えば令和6年10月10日付のものは、安全協定に類する、準じて行うものという、今、回答のほう、答弁のほうをさせていただきましたけれども、協定自体には基づいたものではないという判断を我々はしておりますし、県も同様の意見であったと思います。あくまでも協定事項、条文にあります意見を申し入れることができるというものの条文対応ではないというふうな理解をしております。

今回のこの回答につきましては、能登半島地震を踏まえまして照会をかけた、これは別に協定云々ではなくて、日々それぞれの自治体が不安に思ってること、議会からもいろいろ御指摘いただいたことというのを踏まえまして、確認をするという意味合いで質問をしました。それに対する回答を踏まえての意見ということでございますので、取り立てて安全協定に基づいてということではないというふうな認識しております。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうですか。ここの3ページに書いてある、3月25日付に出した文書は、これは明らかに安全協定の第6条の2項、報告について意見を述べることができる、この文、それはもう書いてるとおりですよ。この文、3月25日の文書は、安全協定に基づき、大体そう書いてるから、第6条第2項に基づき回答した。

今回は、直接これに基づくものではないけど、それに類するもの。ちょっとその書き方が曖昧なので、だからちょっと確認をしようと思ってるんですが、ただ、第6条第2項、意見を述べることができる、類するものということで、それに沿った形で、ここの書いてある文言を使えば、責任ある対応を行うよう求めますとか、それから、下から3行目から、協定の趣旨に、これは今後のことか、だから、今回のこの文書、10月10日の文書は第6条第2項に基づく、直接は基づくものではないけど、それに類するもの、だから、当然中国電力としても責任ある対応、協定の文書でいけば、第6条の第3項で誠意を持って対応をする。そういうふうに中国電力は対応するものというふうに期待を持っている、米

子市としてはそういうふうに思っていると理解していいですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** すみません、今言われましたことが全て理解がちょっとできてないんですけれども、当然、安全協定っていうのがベースにあります。全て、行っていく米子市、中国電力との関連ではそういったものがベースにあります、今回のものは地震を受けての、何と申しますか、不安に思っていること等を照会をして、それに対し、回答を踏まえての申入れをしたこととございます。当然、趣旨と申しますか、協定の考え方ですね、それに基づいたものではありませんけれども、条文に対応した行為ではないということではございますけれども、当然、安全協定というのはございますので、安全協定の趣旨に基づいて適切に対応はいただきたいという思いは持っております。これが今の御質問の回答になってるかどうかはちょっと分かりませんが、あくまでも協定というものがあって物事を進めていっておりますが、協定に外れる部分であっても、その協定のうたっております思いと申しますか、意思に沿っての対応をお願いしたいという思いは持っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** じゃあ、もうちょっと簡単に言いますね。要は、この文書、3者が中国電力に出した意見、この重みというのを確認したくて今聞いているんですが、例えば、安全協定第6条2項に基づくものというふうに言えるんだとしたら、中国電力は協定の文言で誠意を持って対応をする、中国電力はそういうことをするという事は協定上うたわれている。今回、これは直接安全協定に基づくものの意見ではないけど、それに類する形での意見を出している。だから、当然、中国電力はこれに対して安全協定に準じた形で対応するものというふうに3者は、米子市は思っているというふうな、そういうふうに米子市は認識しているかどうかということをお聞きしたいということです。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 安全協定に基づいた対応ということは考えてはおりませんが、当然誠意ある対応をいただきたいとは思っておりますので、安全協定の趣旨に基づいた対応はいただけたらと思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、あと、4ページになりますが、具体的な意見を、記という形で1から10まであって、この中でちょっとよく分からないところとか確認したいことを聞いていきます。

まず、4番で、武力攻撃及びサイバー攻撃については、ちょっと飛ばしますが、ハード面、ソフト面の両面にわたり万全な対応を講じることというふうに意見を述べています。これ、武力攻撃に関して、並列でサイバー攻撃も両方書いているので、ちょっとそこを切り分けて確認したいということで、武力攻撃に関して、ハード面、これもハード面とソフト面と両方あるけど、武力攻撃に対してハード面で中国電力に対して対策を講じるということをお尋ねしているんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 具体的にこのような何らかの措置をとということではありませんけれども、そういったリスク、攻撃等に対するものに対しまして、いわゆるハード、ソフト、いろんな対策というのはあるかと思っておりますけれども、ハード面、ソフト面ということでは

求めている文書ではございますので、具体的にハードをどうしろということまでは言っておりませんが、そこはもう事業者の責任において判断をして、対策を練っていただくものだというふうに思います。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、武力攻撃及びサイバー攻撃、並列で書いて、それから、後半もハード面、ソフト面両面。だから、ちょっと、それぞれ並列に書いているので、私がちょっと確認したいのは、武力攻撃に対してハード面の対策というのを中国電力に求めているんですか、そういうことも含むんですか。蛇足ですが、私としてはそこまで中国電力に求めるのは無理だと思ってるので、だから、それを確認してるんです。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 中国電力において、最終的にどのような対策をされるか分かりませんが、その対策の方法につきまして、こちらのほうで手足を縛るようなものではありません。当然、その中にはハード的な整備も含まれるのではないかと思います。その軽重はあろうかと思えますけれども、ハード、ソフト両面にわたりということですので、いわゆる万全な対策をするためには、多方面において対策を取っていただきたいと。そういった趣旨と認識いただければと思います。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、7番でプルサーマル発電のことに關しての記述があるのですが、これは中国電力は、2号機再稼働の後、プルサーマル発電は実施したいというのは公にはっきり言ってます。ただ、3者は今回の容認の中に、プルサーマル発電をすることまでは含んでいない。それはもう確認されていることです。それを、そういう状況で7番の文章で、中国電力はいずれプルサーマル発電をしようとする、実施を検討する場合、この文言では、安全協定の趣旨にのっとり、それから、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応、これは、要は安全協定の第6条で、立地に関しては事前承認ということをするという文言があります。だから、3者としても、もしプルサーマル発電をするというふうなことになるれば、当然、第6条に基づいてちゃんとしたやり取りをしてくださいということを書いていると理解してよろしいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** これはプルサーマルに限ったことではありませんが、安全協定自体が立地同様な対応をしていただくというもので修正に応じたものであります。くだんのプルサーマルにおいても、今後そういった段階になれば、こちらに記載のありますとおり、当然、立地地域と同様にその信義誠実を旨とした対応を行っていただきたいと、そういった趣旨でこちらに記載をしているものです。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、プルサーマル発電のことに關してお聞きしています。立地同様と書いてる、実際、中国電力は、立地自治体、松江市とか島根県にはプルサーマル発電をすることに関して安全協定に基づいて事前承認を求めて、これは福島原発以前のことで、島根県、松江市は了解してます。つまりそういうやり取りに基づいてやっています。だから、立地同様ということは当然同じことをしようとするんだから、周辺自治体、鳥取県、米子

市、境港市に関しても基本的に同じ対応を求めるということは、かつて立地にしたような対応をちゃんとしてくださいということを書いてると理解していいですか。それを聞いてます。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今御質問あった内容につきましては、まさに趣旨にのっとりというふうな表記をしてあるとおりに、本当にこれが安全協定の6条等に該当をして報告をいただけるのかどうかっていうところを、まず、当然、全くそんな話もしておりません。鳥取県側はプルサーマルについてはお話を伺っておりませんので、どのような扱いになるか分かりません。ただ、既に説明終わられて了解等も出ている立地の扱いと同等の扱いはしてくださいねというお願いでございます。繰り返しになりますけれども、あくまでも安全協定ののっとりではなく、趣旨にのっとりとしているのはそういう意味でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、そこがよく分からないのですが、立地と同じような、ここの文章は立地地域と同じように、それから、安全協定一般に関しても、運用においては立地自治体と同様の対応をする。こういう文言を取って、だから、3者の見解は事実上の事前了解権があるということまで実際言ってますよね。だから、プルサーマル発電は第6条に該当するっていうのは、これは立地は該当するから、その6条に基づいてやり取りをしてるんです。だから、同様にということ、もし鳥取県側に関しても同様に対応をするんだったら、プルサーマル発電をすることに関して6条に基づいてやり取りをする、そういう手続をする、それをちゃんと、そういうふうにしてくださいというふうにご文章は読めるし、それを何か信義誠実とかちょっとよく分からない言葉が入ってるんですが、6条に基づいてちゃんとやり取りをしてくださいということをご中国電力に改めて言っているというふうには私は読めるんですが、どうですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 繰り返しになりますけれども、全くプルサーマルについては、私どもお話を聞いておりません。今後、一からの話になるのかどうか分かりませんが、お話をいただく際には、安全協定の趣旨にのっとりとして同等の扱いをしてくださいというお願いでございます。それを中国電力に申し入れたという文章でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっとこれ以上やり取りをしても進まないと思うけど、でも、今言った安全協定の趣旨に基づいて同様な対応をしてください、これは、今まで言ってきた安全協定の運用においては立地と同様に対応をすると、趣旨とか何かそういう曖昧な文言ないので、それをこういうとこで趣旨とか曖昧なものを入れて、そういう文言を入れて曖昧にするのは、私はよくないというか、もうちょっと明確に、これまでどおりの安全協定の考え方から言ってきたことに沿って、きちんとした対応をしてほしいというふうに思います。

じゃあ、次に行きます。8番で、使用済核燃料、搬出等が適切に実施されるようあります。この「等」というのはどういう意味ですか。搬出じゃなくて「等」があるのは何か、この「等」には何が含まれるかを説明ください。

○**稲田委員長** 田中安全防災課長。

○**田中防災安全課長** すみません、搬出等の「等」についてでございますけれども、具体



的にどういったことが含まれるという趣旨というよりも、やはり、その使用済燃料に関する搬出以外の何かしらのものがあるかもしれません。国と連携を取りながら責任を持って対処をしていただきたいというところがございます。搬出等の「等」に、ここに1項目、2項目、3項目何かしらが含まれるというよりは、使用済燃料の取扱いに関しまして適切に実施をしていただくように、その際には中電単独ではなくて、国と連携を取りながらしっかり責任を持っていただきたいと、そういった趣旨のものというふうに理解しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、お聞きしたいのは、これ、松江市とか立地自治体はよく言ってますが、いずれ稼働すると使用済燃料が必ず生ずる。これは、必ず持ってってください、そのまま据え置くのは駄目だって明確に言ってます。だから、それが搬出ですよ。これ、どこに、今のところ想定されてるのは六ヶ所村だけど、なかなかうまくいかないという状況にあるけど。だから、搬出をちゃんとやってくださいというふうに言ってるのか、搬出等、「等」があれば、これ搬出して、じゃあ、それをどう処理する、どう再処理して最終的に処分する、そういったところもちゃんとやってくださいよというところまで含めて意見を言っているのか、そこを確認したいから聞いてます。そこまで視野に入れて、つまり「等」というのは、単に運び出すだけではなくて、最終的な処分、処理、そういうところもちゃんとやってくださいな、もちろん国と連携を取りだけど、そういうことを3者は要求しているというふうに理解をしいんですか。それとも搬出というところに焦点があるのか、それは私は大きく違いがあると思うので、だから確認をしています。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** こちらに文字として出ております搬出が主眼であることは、これは当然変わりはないものであります。ただ、その搬出に関わって様々な事象があった場合に、この「等」がなければ、搬出さえしっかりすればいいよというふうに読み取れるのではないかと思います。ある程度の余地という部分で、この搬出等の「等」が加えられているというふうに私は認識をしております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。搬出を、搬出さえすればそれでよしとするということ、そういう考え方ではないということですね。分かりました。

それから、9番行きます。安定ヨウ素剤に関して、これ、中国電力に要請というか意見を出してますよね。安定ヨウ素剤の配布に関して、住民に適切なタイミングで届くよう必要に応じてその支援を行う。具体的に中国電力にどういう支援を要請するんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 具体的な要請事項であれば、その項目を記載しておろうかと思いません。先日、訓練もございましたけれども、今後出てくる反省点等の中で、必要に応じて支援を要請することはあろうかと思えます。こちらについて具体的に何をせよと、そういった意味合いを含めた支援ということではないというふうに認識しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、中国電力に安定ヨウ素剤の配布、こういった支援があり得ると、じゃあ考えてますか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 先ほど課長のほうも申しあげましたとおり、今現在は、具体的にこういう支援が必要で、こういう業務にお願いしますということは想定はしておりません。ただ、安定ヨウ素剤の配布、当然、行政のほうの責務でやることではございますけれども、実際に配布を行う段になった際、どのような業務をやってどうやっていくかっていう、何が起こるか分からない部分っていうのも当然ございます。うちが想定してることを100%できるなんておこがましいことは思っておりません。そういったことが発生した際に、中国電力、電力事業者としても責任を持って対応をしていただくようお願いを、ここはお願いベースですけども、お願いをしているというところでございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 配布するんだから、例えば車両とか人員、必要に応じては中国電力にそういうことを求めるというのはあり得るといえることですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今例示されたことがそうなのは分かりませんが、やっていただけをお願いするということはあるかと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

じゃあ、資料の6ページのところでお聞きします。これは、原子力規制委員長に対しての要請、相手は原子力規制委員長。ここで、6ページの4番で、これもというか、武力攻撃に関してだけ、これ、規制委員長に、この2行目から3行目で、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行う。これ、具体的に何を意味してるんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** すみません、私、ちょっと御質問の趣旨がよく理解ができていないのですが、緊急時において運転停止を命じる、その際に停止できるよう事業者の指導監督を行う。指導監督という言葉について、すみません、これ以上何を、どのような答えをお求めになっているのかちょっと理解ができませんので、すみません、お答えしかねます。

○**稲田委員長** 土光委員、質問の、ちょっと角度を変えて聞いてみてください。

○**土光委員** つまり、これ、相手、規制委員長ですね。規制委員長に、武力攻撃のときにやってほしいということを書いていますよね。基本的には、原子力規制委員長は、武力攻撃、これは懸念されるような事態と書いてますけど、事業者に対して運転停止を迅速に命じる、そういった権限を持っていますよね。それをちゃんとしてくださいというのは、それは分かります、そこはね。

その後で、事業者の指導監督って、何か規制委員長が中国電力に運転を停止できるよう指導監督って、これ、具体的なことが私は分からなくて。現状でいくと、国が、この場合は規制委員会だとは思いますが、武力攻撃で、これは事態がよくないという国が命ずることができるというのは、これはうたわれていると思います。それから、中国電力ももちろん国から命じられると当然それに応じる。ただし、命じられなくても、電力事業者の判断で、これはちょっとこのまま運転するのはよくないなということで、電力事業者が自らの判断で停止するというのも、それはうたわれています。それが現状だと思います。そ

の現状に対して、これは何を要求してるのか、何か、運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うって。もう、事業者の判断で停止はできるというのは、これは制度化されていますから、ここで何を要求してるのかがよく分からないから聞いてるんです。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** お聞きいただいた内容に対しての御回答ということでいえば、先ほど土光委員も言われたように、国が迅速に明示した場合に対応できるようにする。並びに、特に緊急を要する場合、原子力事業者の判断において直ちに運転停止ができるようにしておく。いわゆるその、事業者の、何と申しますか、備えと申しますか、そういったことが実際に果たせるようにしておく、そのための指導監督ということではないかと思えますけれど。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ちょっとやっぱり、今ではよく分からないんです。まあ、いいや。分かりました。一応そういう理解だということですね。

それから、6番なんですが、これ、プルサーマル発電に関して。プルサーマルを実施するとき、厳格な審査等を行うことと申してありますよね。これ、原子力規制委員会の見解では、2年前に設置許可の適合の結論を出して、規制委員会はプルサーマル発電も含んだ形で許可をしていると申してありますよね。規制委員会は、中国電力がいざ実施しようとするときに、もう一回厳格な審査をしてほしいというふうに要求してるというふうにとりゃいいですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** 先ほど、資料1の2ページ目、冒頭で示しましたけれども、これがそのまま当てはまるかどうかというのはありますが、運転に際しましては様々な検査というのが行われます。そうした際に、当然これまでどおり厳格な審査に取り組んでいただくということ、これについては当然していただかないといけないというふうに思っております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、私が言ってるのは、プルサーマル発電の運転に関して、規制委員会は審査はもう既にしていてオーケーを出してる、そういう状況だと私は理解してます。実際に規制委員会もそう言ってます。プルサーマル発電も含めて審査をした、それで適合すると判断した。そういう状況で、厳格な審査は改めて要求するというのは、これは、ここでいう厳格な審査、「等」もあるけど、何を具体的に要請しているのですか。

**○稲田委員長** 田中防災安全課長。

**○田中防災安全課長** すみません、ちょっといまいち、私がどうしても土光委員のおっしゃりたいこと、私がうまく理解、解釈ができなくて大変申し訳ないんですが、これまでも2号機、プルサーマルにかかわらず運転に際しては適宜検査、審査というのをしております。プルサーマルを実施する際、どういった作業が生じてくるのかといったところを我々も勉強はしていかないとはいけませんけれども、そこにおいて審査、検査というのが発生するのであれば、そこでは当然厳格な審査を行っていただかないといけないと思います。また、「等」というところが、具体的に何かを含んで「等」とつけているものの中にはあるかもしれませんが、姿勢というところでは、審査以外にも指導もあるかもしれませんが、通達もあるかもしれませんが、厳格な姿勢で望んでいただくと。その一つの形とし

て審査等ということを行っていただきたいと、そういった趣旨のものであらうと私は理解しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、7番で、安定ヨウ素剤の配布、服用。これ、さらなる検討を進めるというふうに書いてます。これ、3者、米子市としてこの指針で示されている安定ヨウ素剤の配布、服用、さらなる検討を進めるということをや請してるということは、現時点で何らかの課題があるというふうに思っているからこういう要請をしていると私はこの文章を読んでいるんですが、原子力災害対策指針で安定ヨウ素剤の配布、服用、現時点でどういった課題があるというふうに認識していますか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** そういう、具体的にどのようなことを持ち合わせているわけではありませんけれども、対策指針で示されている服用方法、これを遵守するような形で当然行っていくんですが、とはいいいながらも、土光委員が再々議会質問等でもされておりますように、事前配布含め、その配布方法についていろんな御意見等も頂戴をしております。その中でどういったことがモアベターなのかといったことについては、これは検討を進めていっていかないといけないというふうに思います。したがって、御質問への御回答としましては、具体的にこういった課題があるのでそれに関するというような、具体的な事象については今のところ持ち合わせておりません。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、今、この指針の考え方は、UPZに関しては緊急配布、事故が起きてから配布する、これが原則。ただ、例外的に、それがなかなか困難だと思う住民に関しては事前配布。これは自治体の判断でもいいよというふうな内容だと思いますが、この辺の基本的な考え方も含めてさらなる検討をしてくださいということだと理解していいですか。今私が言ったようなことも含むと思いいいですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** 現時点でおっしゃられた内容が含まれるかどうかということについては、ちょっと私は判断つきかねますけれども、しかしながら、今回の訓練等も含めまして、実際に安定ヨウ素剤の配布といったものについて、様々な御意見等も頂戴もしております。そういったことも含めて、今後様々な反省点等が出てくれば、そういったことも含めて検討をしていかなければならないというふうに考えます。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 資料3に行きます、7ページ。記の1番の中で、これ、避難経路。ここで、上から4行目で、3行目の末から、弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め早期整備。この避難経路の改良というのは、経路をどのルートで避難するかというのをもう一回、よりよいルートを検討するというようなのか、それとも避難経路って、これ道路のことですよね。液状化が心配される。そこが避難経路、道路が通ってる。道路そのものを液状化に対応できるように対策できるような、そういったことをしてほしい。改良という意味がどちらですか。道路そのものが液状化に対してもちゃんと対応できるような、そういったことをしたいので、これはということで内閣府に

要望してるということですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 基本的には道路の改良ということで考えてはおりますけれども、それに限定したというものではなくて、やはり避難経路が速やかに確保できるということも含めての要請の内容でございます。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。私も液状化に対応した道路の対策、道路そのものの対策というのは必要だと思ってるので、この改良というのはそれも含むと思っただけです。

それから、2番に関して、ここで、2行目で、放射線防護対策施設とあります。これって具体的に何を示してるのか。例えば、今米子市でいくと、この放射線防護対策施設、多分、福祉施設とかで陽圧化をして、つまり病院とか福祉施設、簡単に避難ができない、しばらくそこにいないと駄目、そうすると、放射性物質が入らないように陽圧化をして、それから、食料、飲料水も備蓄して、そういった対策をしてる。そのことを言ってるのか、放射線防護対策施設。だから、対象としては、基本的に福祉施設、病院、そこにいる人だと思います。これ、米子市は3か所かな、ちょっと何か所かあると思う。そのことを言ってるのか。それから、一般住民が避難するときに、基本的には屋内退避、でも、自宅でなかなか屋内退避ができないときは、コンクリート施設に、そこで屋内避難をしてください。これ、どちらの施設のことを言ってるんですか。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** まず、放射線防護対策施設、3か所だったかなということ、市内2か所でございます。

(「米子市は2か所」と土光委員)

○**田中防災安全課長** そうですね。米子市においては2か所ということです。これにつきましても、課題の発端といいますのは、1行目に書いておきますとおり、能登半島地震においては、そうした放射線防護対策施設の被災等が生じたといったことがあったという御説明もございました。それを踏まえて要請していることでもあります。ですので、避難に必要な放射線防護がなされた施設ということでの設置の要請でありますので、コンクリート防護施設、多分、後段はコンクリート防護施設のお話だったかと思っておりますけれども、そうしたものも含んだ形での放射線防護といったことの対策がより進捗していただかないと、我々もそうした国等の制度等は拡充されればそうした対策も取れますので。具体的にどちらということというよりも、放射線防護に対策ができておる施設の設置について、今後も国が責任を持っていただきたいということを記載したものと認識しております。以上です。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、ここが曖昧なのは、少なくともこの放射線防護対策施設、これは陽圧化を施した、そういった施設のことを指す。これはそうですね、陽圧化、そういった施設がある。それを新たに設置と書いてるんですよね。今のコンクリート屋内退避施設、これ、一般の公民館が対象なので、これは陽圧化とか全然してなくて、単にコンクリートの建物だけということ。だから、ここで言ってるのは、そういった陽圧化をする施設を新たに設置というのは、今2か所だけど、ひょっとしたら一般の住民が避難するときに必要

になることもあるから、そういったのを新たに設置したいというふうに考えているということなんですか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 今回、この要望の2番ですね、今いただいている2番の文言につきましては、そういう具体的にこれを造ってくださいという要望ではなくて、能登の地震を踏まえて、こういう事案がありました。その中の例示として、放射線防護対策施設の被災等があったことから、そこの増設などを、要するに住民の方、障がいのある方等も含めてですけれども、避難ができるように国として責任を持って動いてくださいという要請文でございますんで、こういう施設を造ってください、後段で言われましたコンクリート退避施設を造ってくださいという、そういうような具体的なお願いというか、要請文ではございません。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** よく今回の能登半島地震で、この放射線防護対策施設、これ、何か所、10か所ぐらいあって、そのうちの二、三か所は壊れて使えなかった。そういうことが新聞報道でされたと思います。歩いて一般住民が避難するための施設なんですよ。米子市の陽圧化してるのは、あれは一般住民が避難するという想定で陽圧化してるのではなくて、そこに住んでる人が避難ができないから、少なくともそういった陽圧化、しばらく安全におることができる施設が必要だやってるんですね。だから、能登半島地震で話題になった放射線防護対策施設、壊れた云々というのは、あれは一般住民が自宅じゃなくて避難する場所が割と何か所かある、割と数が多くあるんですよ。米子市はそれに相当するものがないんですよ。ないというのは、陽圧化した一般住民が避難する施設、コンクリート屋内退避施設は陽圧化なんかしてないから、そういったとこの必要性というのは感じていませんか。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 現状の対策につきましては、現在のそういった福祉施設等の陽圧のある施設及び一般住民の方に一時避難をしていただくコンクリート退避施設、この対応で行っていくことと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 考え方は分かりました。

あと、資料4に関してお聞きします。これは、相手は経産大臣。ここで、この中の10ページで、どれだったかな、9番に関して。9番の文章を読みますと、再生可能エネルギーの主力電源化を含め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じることというやつです。これって、今、国の方針はもともとこういう方針だったけど、ある意味でがらっと変わってます。最大限活用。でも、少なくとも3者、鳥取県とか米子市、境港市は、原発に関しては可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること、つまり、低減に向けていろいろやるべきだというふうな考え方は堅持しているというふうに理解していいですね。

○**稲田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 考え方はそのとおりでございます。

○**土光委員** 分かりました。以上です。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ない、ないですね。ないようですので、本件については終了いたします。

こちらで準備しているものは以上でございますが、その他委員の皆様から、あるいは当局から何かございますでしょうか。

田中防災安全課長、どうぞ。

○**田中防災安全課長** 本日、資料2ということでつけさせていただいています、ちょっと追加的に報告という形でさせていただきます。1枚物でございます。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（安全確保交付金）についてでございます。こちら、まだちょっと中身が決まったものではなくて、状況の報告ということであります。今申し上げた交付金につきましては、原子力発電所の再稼働が見込まれる立地県等を対象とした交付金であります。こちらのメニューの中に一般災害から住民の安全確保に資する事業が追加をされました。あわせまして、原発立地県である島根県が鳥取県を交付対象とするということ認められまして、国から島根県に交付される20億のうち、UPZ内の人口比によって鳥取県側に3億円が配分されることとなりました。これについては、たしか以前お話があったかと思えます。その後の動きとしまして、今回御報告をさせていただきますものです。

交付金の概要につきましては、対象事業は一般災害からの住民の安全確保に資する事業ということで設定をされておるものです。交付先について、今申し上げたとおりです。島根県が認めて鳥取県も対象となったというものです。交付額について、島根県に20億円交付をされるんですが、そのうちの3億円が鳥取県分として配分をされるということです。そこから鳥取県のほうで検討を進めておられたようでございますが、最終的に、3段目があります。鳥取県分の3億円のうち、鳥取県が1.5億円、米子市と境港市がそれぞれ7,500万円、交付金の配分を受けるということでございます。

市への配分につきましては、県の補助金という形で交付がなされるようでございますけれども、令和7年度以降の事業において活用がなされる見込みということでございまして、これからこの交付金の活用方法については検討、着手するというところでございます。米印に書いてございますが、活用方法については、対象事業が設定されておられますので、それに認められる範囲で検討を行っております。詳細が決定した後、改めてまた御報告をさせていただきますらと思えます。以上です。

○**稲田委員長** では、報告は終わりました。

委員の皆様から、この件につきまして何かございますでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** これって、前、何かすごい長い名前の交付金があって、これはもう具体的にこういう整備をするって、そういう話があったと思うんですが、それとは別物ですか、これは。

○**稲田委員長** 田中防災安全課長。

○**田中防災安全課長** これはまた新たなものですね。来年度、市に交付をいただくものとしての新たな交付金であります。以上です。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○土光委員 分かりました。

○稲田委員長 では、以上で終了といたします。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 0 2 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清